

狛江市公式ビジネスチャット運用指針

令和3年2月24日  
市長決裁

(目的)

第1条 この運用指針は、職員が職務においてビジネスチャット（ビジネスチャットツールのうち、市の公式アカウントを用いるものをいう。）を利用する際の基本的な事項を定めるものとする。

(運用主体及び管理者)

第2条 ビジネスチャットの運用主体は、企画財政部未来戦略室とし、アカウントの登録、ログ情報の管理等を行う。

2 ビジネスチャットを適切に運用するために、管理者として未来戦略室長を置く。

(利用者)

第3条 ビジネスチャットの利用者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 狛江市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置及び運営に関する要綱（令和2年要綱第7号）第3条に定める者
- (2) 各課長（局長，次長，室長及び館長を含む。）
- (3) その他市長が適当と認める者

(内容)

第4条 ビジネスチャットは、次に掲げる事項の連絡及び調整の手段として用いるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の情報のうち、緊急を要する事項
- (2) 市民の生命・安全に影響を及ぼすおそれのある災害等に関する事項
- (3) 業務を円滑に遂行する上でビジネスチャットを用いることが有効であると認められる事項
- (4) その他市長が適当と認める事項

(制限事項)

第5条 ビジネスチャットの運用に際し、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 正規の勤務時間外に利用すること。ただし、特に緊急を要する場合又は業務を円滑に遂行する上で必要と認められる場合は、この限りでない。
- (2) 意思決定の手段として利用すること。ただし、緊急を要する場合における意思決定については、この限りでない。
- (3) 事案と無関係な利用者に情報を送信すること。
- (4) 私的な連絡手段として使用すること。
- (5) 市民から私的利用と混同される使用方法を用いること。

(委任)

第6条 この運用指針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この運用指針は，市長決裁の日から施行する。